受給者の方で、

所得税還付申告説明会を開催

します

所得が給与所得のみで、年末調整が済んでいる方を対象とした医療費控除と、公的年金のみの

他に所得のない方を対象とした確定申告書の説明と受け付けを行います。

説明会区分 ※雑損控除の申告をされる方は受け付けできません。

日 時	受付開始時間	説明開始時間	説明区分	場所
2月 9日(火)	午前9時30分	午前10時	給与所得者の 医療費控除申告	別修至(2階)
	午後1時	午後1時30分		
2月10日(水)	午前9時30分	午前10時		
	午後1時	午後1時30分		

ても、

住宅借入金等特別

控除を初めて申告される

市では受け付けで

説明区分がどちらであっ

は、受け付けできません。 説明区分に該当しない方 て行いますので、当日の

共通して必要な物

きませんので、

税務署で

の申告をお願いします。

記用具(ボールペン)、計算機 の(申告者本人名義のもの)、筆 還付金の振込口座のわかるも 徴収票原本(給与・年金など)、 印鑑(認印)、平成27年分の源泉

当日は説明を聞きながら 付けを済ませてください 説明開始時間までに受け

③医療費控除を併せて受け ②生命保険料、地震保険料 除を受ける方を参照して るときは、 などの控除証明書 民健康保険税、介護保険 任意継続保険料など) 次の医療費控

れた額のわかる書類(高額

ります。

説明会は説明区分に従っ

きない場合があります。 定申告書などの作成がで 明開始時間に遅れると確 ていただきますので、説 その場で申告書を作成し

※介護老人施設などで提供 ※領収日が平成27年中であ ※あらかじめ治療を受けた を受ける施設サービスの ることを確認してください 集計しておいてください。 人ごと、病院・薬局ごとに

各種控除に必要な主な物

①社会保険料支払証明書(国 ◆年金受給者の方

ください

①医療費の領収書(会社や健 ▶医療費控除を受ける方 康保険組合などから発行さ れる医療費明細書は不可)

除対象額が明記されてい 費用は、領収書に医療費控

までです。

問 税務課 ☎内線1056~1059

②生命保険会社や健康保険組 合などから給付、 ることを確認してくださ 確にしておいてください。 し、医療費控除対象額を明 施設などへ事前に確認 明記されていない場合 補てんさ

その他

補てんされた金額を含む) 療養費・マル福などにより

確定申告用紙は、 定です。 務課でもお渡しできる予 きます。また、1月下旬 ホームページから入手で ごろから、牛久市役所税 国税庁

市県民税申告書に限り、 日(火)から3月15日(火) 告書の受け付けは2月16 をしていますが、確定申 務課窓口で随時受け付け 申告期間前であっても税 要となります。 確定申告書の提出が必 適用を受ける場合には

税務署からの お知らせ

場合には申告が必要とな ありません。なお、次の 所得税の確定申告は必要 00万円以下であり、 の収入金額の合計額が4 所得以外の所得金額が20 つ、公的年金等に係る雑 分において、公的年金等 万円以下である場合には >公的年金等受給者に 平成23年分以降の各年 係る確定申告不要制度

所得税の確定申告が必 所得税の還付を受ける 要のない場合であって の提出が必要となりま ためには、 必要となります。 得控除を受けるために 市県民税の各種所 市県民税の申告が 確定申告書

確定申告書の提出が要 件となっている控除 失の繰越控除など)の (例えば、純損失や雑損